

静岡県告示第878号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

令和3年11月30日

静岡県知事 川勝平太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
Grandeur株式会社	沼津市高島本町4番3号	プラトン沼津	沼津市高島本町12-22	令和3年11月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス	特定なし
OOSHISHI株式会社	富士市神戸444番地の5	児童発達支援・放課後等デイサービスふぉー	富士市神谷578-2 リバーサイドハイツ1階	令和3年11月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス	特定なし
社会福祉法人未来	掛川市家代の里一丁目5番地1	発達支援のへや こどもの里	掛川市家代の里一丁目5番地1	令和3年11月1日	児童発達支援、保育所等訪問支援	特定なし
株式会社めだかのがっこうホールディングス	静岡市葵区伝馬町24番地2相川伝馬町ビル6階	めだかのがっこうプラス焼津校	焼津市本町4丁目7番15号	令和3年11月1日	放課後等デイサービス	特定なし